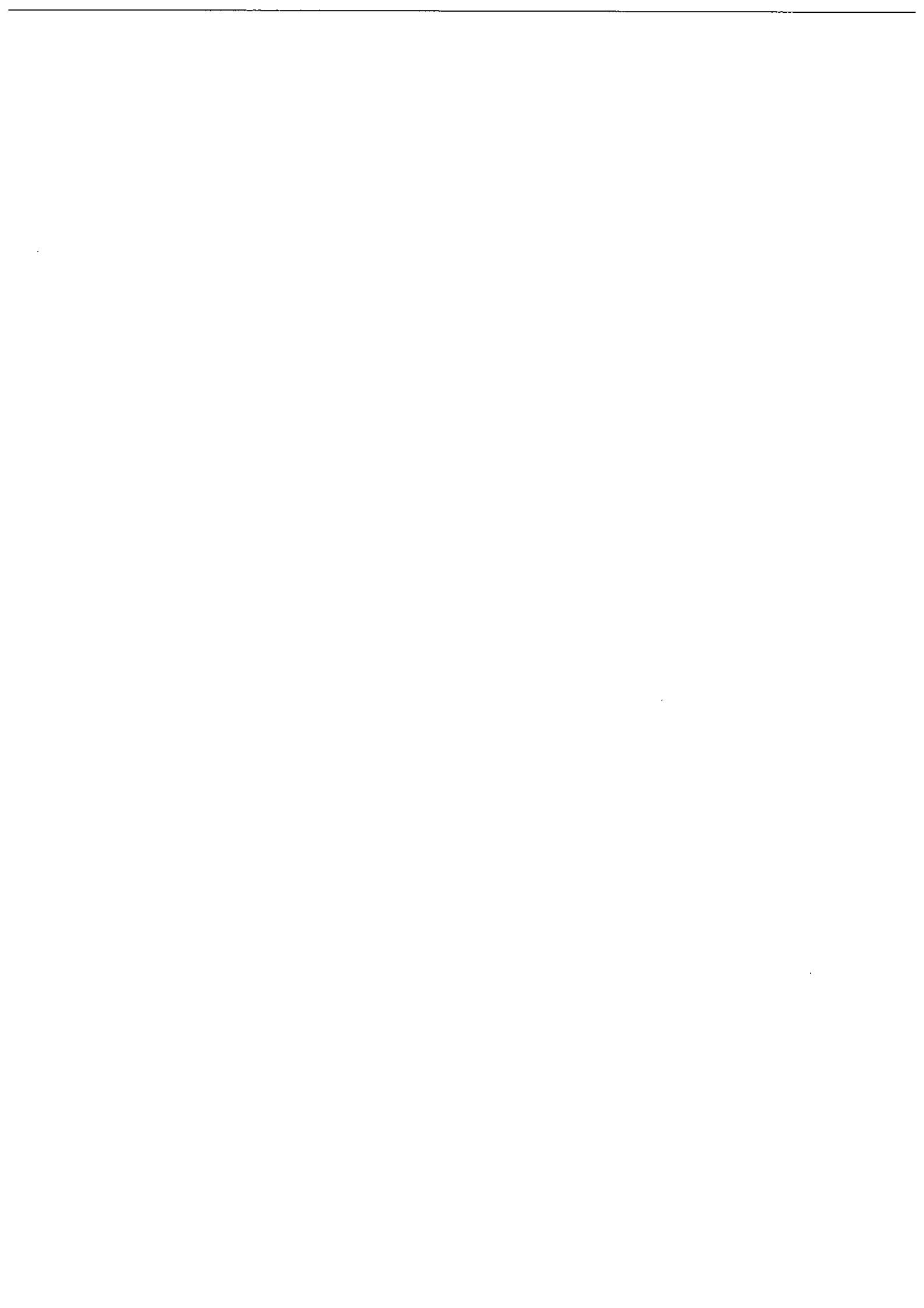


令和元年第9回総会

山武市農業委員会会議録

令和元年9月5日 開会

令和元年9月5日 閉会



令和元年第9回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年9月5日(木) 午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸
議 事 議案
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
(3) 農業振興地域整備計画(令和元年度第1回目)の変更に伴う意見について
(4) 令和元年度第6次農用地利用集積計画の決定について
(5) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について

出席委員(15名)

欠席委員(2名)

出席農地利用最適化推進委員(18名)

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

出席事務局職員(4名)

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから令和元年第9回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長からご挨拶をいただきます。

鈴木会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、大変収穫の秋、また、農作業が大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今のところ、かなり天気がよかったせいか、早生ものもほぼ終わるんじゃないかなというところでございます。また、こがね等については、収量が結構あったようでございますし、反面、コシヒカリがあまりとれないというような話も聞いております。これから終わるまで大変暑い時期がまだ続いておりますので、どうかお体をご自愛願いたいと思います。

今日も議題が多々ありますので、慎重審議、お願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画（令和元年度第1回目）の変更に伴う意見について

日程第7 議案第4号 令和元年度第6次農用地利用集積計画の決定について

日程第8 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

令和元年9月5日 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸

事務局長

日程につきましては、以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は、鈴木会長にお願いいたします。

議長

これより令和元年第9回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

欠席委員は議席番号2番小山委員、議席番号9番小川委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号13番藤田委員、議席番号14番今関委員の両委員を指名します。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局長

総会資料の4ページをご覧ください。

通知があつた件数は2件でございます。

番号1は利用権の中途解約、番号2は農地法第3条の使用貸借の中途解約でございます。それぞれ貸付人、借受人の双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員 申請地区担当推進委員の小川です。議案第1号、番号1について説明いたします。この申請は、売買による所有権の移転です。

申請の理由は、譲受人においては農業経営の拡大を、譲渡人に当たっては農業経営の縮小を、それぞれ希望するものでございます。

譲受人は、取得した農地でニンジンを作付けする予定だそうでございます。今回、譲渡人から高齢に伴い、後継者もないため、畑を使っていたきたいと話があったようでございます。譲受人は隣接している畑なので、経営の拡大を図るために、話し合いのもと、購入することを決めたそうでございます。

現地を確認したところ、現在1筆はニンジンを作付けしておりましたが、もう1筆は、次年度から作付けをする予定でございます。

地元では、何ら問題がないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番高野委員からの補足説明等を求めます。

高野委員 議席番号10番、高野です。
今、推進委員の小川さんから言われたとおり、間違いのないと思います。
権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、ご検討をよろしくお願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第1号、申請番号1について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。
議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
この案件は、賃貸借権の設定、譲受人は新規就農の為、譲渡人は経営規模縮小の為でございます。
現在、畑が荒れていまして、それを今回受人の方がもう既にきれいにしてある様子でした。
地元としては問題ありません。
よろしくお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号13番藤田委員からの補足説明等を求めます。

藤田委員

議席番号13番の藤田です。

ただいま伊藤推進委員からの説明のとおりでございまして、経営規模縮小と新規就農ということで、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく審議のほど、お願いします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号3、4及び5については、関連する議案でございますので、一括して地区担当推進委員の廣口委員からの説明を求めます。

廣口推進委員

申請地区担当推進委員の廣口です。3号、4号、5号、関連性がありますので、一緒に説明させていただきます。

3件とも売買による所有権の移転でございます。譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小ということで、両方の意見が一致しまして、今回のことになりました。

譲受人は、現在イチゴを栽培しておりまして、それを拡大の為に土地を補充したいことと思っております。今のイチゴ栽培に何年も取組んで来たということで、何ら問題ないと思われまして、

よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、隣接地域の農業委員、議席番号17番鈴木委員からの補足説明等を求めます。

鈴木委員

議席番号17番の鈴木です。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号3、4及び5について、採決いたします。本件について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員

申請地区担当推進委員の齋藤です。議案第1号のことについて説明します。

今回の申請は、転用に伴う所有権の移転です。

譲渡人は高齢の為、手入れも大変となり、譲受人は、住宅用地として最適であるこの場所を、所有権移転し、建売分譲2棟を建設する予定で、また隣接したところ、賛成をいただいております。

ということで、地元の推進委員としては問題ないかなと思います。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして現地調査員の齋藤委員からの報告を求めます。

齋藤委員

議席番号6番の齋藤です。

先ほど、現地を見てまいりまして、本件事業計画者は成東地先で貸駐車場用地、貸店舗用地、建売分譲14棟用地及び建売分譲8棟用地を目的とした農地転用の許可を受けておりますが、進捗状況が芳しくありません。

千葉県農地転用業務指針には、転用事業者に許可済み地があり、その大半が完了していない場合には、信用がないものとして扱うとの記載があります。また、同じく指針に建売分譲住宅を目的とした農地転用につきましては、同一申請者によりほかの土地で転用事業が実施されている場合は、許可済み地での転用事業が適正に完了されていること、合理的な理由もなく完了されていない場合は許可しない取り扱いとするとの記載があります。これらは農地法において信用がないということ及び許可後遅滞なく、申請にかかわる用途に供する見込みがないことに該当します。したがって、農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第1号に該当するため、不許可相当と思われれます。

なお、先ほど申し上げました建売分譲14棟用地の許可についてですが、建売分譲で許可されているにもかかわらず、実際には宅地分譲を行っている状況でございますので、許可条件違反となりますが、これは違反転用に該当します。違反転用行為のあるという点においても、信用力がないと言わざるを得

ないと思われます。
以上です。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
井野委員。

井野委員 これ、不許可にしてもまた県で許可してしまう。そこんところ、どんなふうを考えているか。

事務局長 あくまでも農業委員会の意見として、農業事務所のほうに意見を上げるということですが、前回皆さんの総意で不許可相当ということで取り扱った業者がまた同じような申請を出してきたということですので、これを曲げて出すのもどうかということもございまして、指針上、信用性に欠ける業者であるということで、農業委員会はあくまでも不許可相当がよろしいんじゃないかということで出してはいかがでしょうか。

議長 井野委員、よろしいですか。

井野委員 はい、いいですよ。

議長 それでは、そのほかの方、異議ございませんか。異議なしでよろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありましたので、異議なしと認め採決いたします。

議案第2号、申請番号1について、ただいま不許可相当として意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。したがって、本件については、不許可相当として意見を付すことに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農業振興地域整備計画（令和元年度第1回目）の変更に伴う意見についてを議題とします。

案件番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案3号案件番号1について、説明する。
（別紙議案のとおり）

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 申請地区担当推進委員の高橋です。
本件につきましては、畑788㎡の内の499㎡です。これは農地としてはどうしてもない理由で売買に移ったわけなんですけれども、譲受人が今現在、奥さんの実家に住んでいまして、子供が大きくなって、これから南郷小学校に通うために、親元の近所の土地をどうしても手に入れたいということなんです。
隣接は資材置き場、後ろは畑で、近所は全然問題がないようですので、ぜひとも許可をよろしくお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の川島委員からの報告を求めます。

川島委員 議席番号5番、川島です。
先ほど現場を確認に行ってまいりました。内容につきましては、ただいまの高橋推進委員の説明のとおりでございます。
住宅建築であることから集落接続規定の適用は可能であります。農地法第5条第2項及び農地法施行規則第33条第4号に該当するため、許可相当と思われまますので、よろしく申し上げます。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第3号、案件番号1について、許可見込みありとして意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可見込みありとして意見を付すことに決定いたします。

引き続き、議案第3号、案件番号2について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案3号案件番号2について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の川村委員からの説明を求めます。

川村推進委員 申請地区担当推進委員の川村です。事業計画者の方は、先々実家の両親の面倒を見たいと、近隣に土地を探していたのですが、条件のよい土地がないということで、所有者であります伯父に相談いたしまして、土地の一部を貸してもいいということで話がまとまったそうであります。

土地は、集落の隣接になっておりまして、他の農地へ影響はないと思われまますので、何とぞよろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の齊藤委員からの報告を求めます。

齊藤委員 議席番号6番の齊藤です。

先ほど現地を見てまいりまして、今、川村推進委員さんの言われましたとおりでありまして、住宅建築であることから、集落接続規定の適用が可能であり、農地法第5条第2項及び農地法施行規則第33条第4号に該当するため、許可相当と思われまます。

よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第3号、案件番号2について、許可見込みありとして意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可見込みありとして意見を付すことに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、令和元年度第6次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
この議題に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。
事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

す。

利用権設定等個人別明細の番号1から27について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定いたします。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用配分計画個人別明細、番号1から5について採決します。本件について、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すことに異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すことに決定します。

◎その他

議長 以上で、本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。その他の件について、皆様から何かご意見等ございますか。

◎閉 会

議長

ないようでしたら、以上で本日の総会を閉会といたします。
次回の総会は、10月4日金曜日、本庁舎3階、大会議室を予定しておりますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。
以上で終了します。